

佐渡市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の主な変更点

★新潟県の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の改訂に伴う変更

★主な変更点は下記のとおりです。

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標 （1ページから4ページ）

- ①県の改訂に伴う大幅な文言の整理。
- ②生物多様性の分野で世界農業遺産（G I A H S）を追記。
- ③実質化された人・農地プランの取組みを追加。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標 （4ページから8ページ）

- ①佐渡地域農業経営改善モデル。
 - ・平場と中山間地域及び営農類型を見直し、16モデルから11モデルに変更。

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他の農用地の利用関係の改善に関する事項 （8ページから10ページ）

- ①文言の整理。
- ②農用地利用集積等将来の農用地利用のビジョン。
 - ・経営体の育成目標。⇒農業法人数と集落営農組織数に変更。
 - ・認定農業者の確保目標を追記。

第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項 （10ページから18ページ）

- ①文言の整理。
- ②農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業を削除。
- ③農地中間管理事業の実施を促進する事業を追加。

別紙2（第4の1（2）関係） （21ページ）

- ①利用権の存続期間を6年から5年に変更。